

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年3月5日(木) 午後3時21分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原健二副委員長・田村継委員・尾崎貴夫委員・橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月24日)から付託された事件(議案12件)
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後3時21分 散会 午後4時36分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年3月5日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。それでは、2月27日に引き続き、本委員会に付託された議案について審査を行います。

議案第 8 号「令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 252 ページから 253 ページの第 1 款「国民健康保険料」、歳入科目ですね。第 1 項「国民健康保険料」、第 1 目「国民健康保険料」の 5 億 5,500 万 7,000 円についてお尋ねいたします。まず、いくつかお尋ねしますが、まず 1 点目は、後ほど審査されます議案第 17 号に関連して、今回のこの保険料の算定にあたっては、第 17 号議案に明記された事項の中で、それが反映されてるものがあるのかなのか、まずお尋ねいたします。

保険管理班長 条例改正にかかる部分でございませけれども、子ども・子育て支援納付金の部分については、当初予算に反映しております。その他の限度額と上限額の部分に関しては、反映されていない予算となっております。

林委員 はい、わかりました。次に、この令和 8 年度の保険料の算定にあたってですね、一般被保険者見込み世帯数が 4,164 世帯で、被保険者見込み数が 5,658 人となっておりますけれども、1 世帯当たりの年間所得及び 1 世帯並びに 1 人当たりの年間平均保険料、また所得に占める保険料負担率はどうなっているのか、お尋ねいたします。

保険管理班長 令和 8 年度の保険料算定に用いた国民健康保険加入 1 世帯当たりの平均所得は 295 万 1,084 円であり、1 世帯当たりの平均保険料は 13 万 4,874 円、1 人当たりの平均保険料は 9 万 9,260 円を見込んでおります。また、所得に占める保険料の負担率でございませけれども、こちらは 1 世帯あたり 4.57 パーセントとなっております。前年度、令和 7 年度当初予算の算定に用いた平均所得が 76 万 7,262 円であったことと比較しますと、今回の平均所得というものが突出して高くなっております。しかし、これは一部に極めて高い所得の方がおられたことによる影響が大きく、被保険者全体の所得水準が底上げされたことを示すものではないと判断しております。

1 世帯あたりの平均保険料は、前年度とほぼ横ばいとなっておりますのは、国民健康保険料につきましては所得に応じた賦課限度額が定められており、所得が非常に高い場合でも保険料は一定額以上にならないということになっておるところでございませう。結果として、所得に占める保険料負担率は、前年度から見かけ上は大きく低下しますけれども、特殊な要因によるものであり、多くの世帯における実質的な負担感は一減されたわけではないと認識しておるところでございませう。

林委員 本当にこの令和 8 年度の保険料算定っていうのは、本当に非常に特殊なことだと私も認識しました。最初聞いたときには、ちょっと信じられなくて。所得に占める保険料の負担率 1 世帯当たり 4.57 パーセントっていうのは、令和 7 年度の当初が 17.66 パーセントなんです。それで、去年の 6 年度決算の数値が、これは確定数値なんですけど 15.78 パーセントですからね。この今回の 4.57 っていうのが本当にもう——おそらく、だから、もう流していくと、おそらく前年並みとか今年度並みに収まっていくだろうというふうなことは推察されます。次に、この保険料の算定にあたって予定収納率をどの程度見込まれているのか、お尋ねいたします。

保険管理班長 予定収納率につきましては、過去 3 年間の収納実績を参考に設定しております。令和 8 年度については、現年分ですけれども 97.5 パーセントと見込んでおります。

林委員 97.5 パーセントということは、残りの 2.5 パーセントは誰が負担しとるかっちゃう話なんです。2.5 パーセントっていうのは、一般被保険者が負担してるわけです。要するに収納見込みがこれだけしかないから、見込めないものは一般被保険者で割るわけです。そういう仕組みです。次に、この保険料の算定において医療費の動向っていうのはどういうふうに反映されているのか、お尋ねいたします。

保険管理班長 令和 6 年度の 1 人当たりの医療費につきましては、決算で前年度と比較して減少いたしました。これは、高度な医療を必要とする一部の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行されたということが影響したものと考えております。しかし、その一方で、医療技術の高度化や国民健康保険に残る被保険者の高齢化という進行は、将来の医療費を増加させる要因となると見込んでおります。今後の保険料につきましても、これらの医療費の増減要因を分析するとともに、所得水準や収納率、国・県からの財政支援等々も総合的に考慮して、適正な額となるよう努めてまいります。

林委員 私からは最後になります。今年度、つまり令和 7 年度から多子世帯の経済的負担を軽減するため、満 18 歳未満の子どもが 3 人以上の世帯、つまり多子世帯です。ここの子どもにかかる均等割額の医療分と支援分っていうのは、今回の子ども支援分もちろんそうなんですけども、医療分と支援、この支援分っていうのは後期高齢者医療とかそういったのが全額免除となっておりますけれども、この令和 8 年における対象者数の見込みをお尋ねしたいのと、もう 1 点は、多子世帯以外の子どもの均等

割の医療分と支援分の均等割額っていうのをお尋ねしたいと思います。

保険管理班長 令和 8 年 1 月末時点での加入状況でございますけれども、多子減免の対象者につきましては 25 世帯 82 人で、減免額約 147 万円を見込んでおります。多子世帯以外の子どもの医療分、支援分の均等割額については約 369 万円と見込んでおります。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はありませんか。

田村委員 予算書の 262 ページから 264 ページ、保険給付費関連についてお伺いします。どういうふうに聞けばいいのかわからないところもありますので、よろしくお願ひいたします。保険給付費 36 億 2,224 万円、この内訳をまずちょっと確認させていただきます。療養給付費 31 億 403 万円で、療養費 1,452 万円、高額療養費 4 億 8,145 万円、出産育児一時金 400 万円、葬祭費 550 万円ですが、令和 6 年の決算の 1 人当たりの給付費は 50 万 8,930 円に対して、令和 8 年度予算では 64 万 198 円でプラス 25.8 パーセントも高くなっておりますが、令和 6 年度決算の執行率が 88.9 パーセントだったことを踏まえて、令和 8 年度の見積もりは過大ではないかと思うんですが、執行部としてはどのように評価されているのかをお伺ひいたします。

保険管理班長 療養給付費ですけれども、特に医療に関しましては高額な医療費が、突然 1 月で多く発生するということも見込まれる、読めない部分はありますので、金額としては当初予算ベース、決算ベースを見込んで多少多めに見込んでいるっていうのは事実でございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。それでは、今一度、議案第 8 号の全般にわたりご質疑はありませんか。

林委員 副市長に 1 点お尋ねします。副市長は、令和 7 年度の国保の特会の審査のときに、私が今一度で副市長にお尋ねした案件っていうのはご記憶にあると思います。それは、私の先ほどの質疑にあったように、今年度から多子世帯支援として 3 人の子どもさん、18 歳以下の 3 人のお子さんがある世帯、この全員の均等割が免除になる。これ私は、非常にこの評価をしましたし、あの当時の市長の政策判断っていうのを指示する立場でお話をさせていただきましたけど、私はそのときの質疑の中で——いいですか、これはすごい大事なことなんですけど、全国知事会とか、市長会っていうのは、この子どもの均等割っていうのは子育て支援に逆行してるんだと、多子世帯支援に逆行してるなんて言ってないわけですね。子育て支援に逆行してるから何とかしろと国に要望してます。今、国がそういうところにちょっとまだ背を向けてます。確かに今回、子ども・子育てとか色々支援策がありましたけど。私はそのときに副市長に、その多子世帯にのみならず、そのいわゆる子育て世帯、200 数十人今いらっしゃいますけどね、残り。そういう世帯に対しても支援すべきじゃないかということについて、私当時、その基金が今 4 億 8,000 万円あると。例えば、今度は令和 8 年度の期末残高見

込みが 5 億 2,000 万円なんです。そういうのを活用しながら子育て世帯の負担を軽減したらどうかということについて、副市長は引き続き検討しますということをおっしゃいました。当然、今年度やってね、すぐできるなんて私は思ってません。当然、様子を見る期間もいるでしょうし、まあその財政状況とか基金の状況とか色々、医療費の動向とか色々見ながら、けれどもやはりこれは政策的な位置付けとしては、私は優先順位が高いほうだと私は認識しています。だから、今後、引き続きこの問題についてはしっかり内部でご検討していただいて、子育て世帯、うちは本当に充実してましたからね、この分野でもぜひ充実するようにしっかり求めていきたいと思っております、そのあたりのお考えを聞きたいと思っております。

副市長 この問題に関しては、委員と私の間でのやり取り、これも 2 年前、3 年前に遡って、今回の令和 7 年度からの多子世帯、子どもさん 3 人の均等割減免という形に結びついていくわけでございますけれども、その過程で、先ほどおっしゃいましたように、今後引き続き検討ということを行いました。ただですね、この多子世帯 3 人減免をしてるのが今、中国地方では唯一、もうトップクラスでございます。しかも、県内ではもちろん最大級なんですけれども、先ほど数字が出てまいりましたけれども、いわゆる全員をもし減免するとしたら残り 369 万円。そして、基金残高は、先ほどおっしゃいましたように 5 億 2,000 万円ある。確かに、財源的には賄えない数字ではないということは十分認識しております。ただですね、ちょっと困ったことって言いますか、ハードルが 1 つ現れてまいりました。実はこの事業、平成 30 年度から国保の財政運営の主体が県に移ったわけでございます。県で統一していると。この県のほうで、ある動きが出てまいりました。要は、この国保の保険料の統一化、全市町で統一していこうという動きが、実は令和 8 年度からスタートいたします。これは段階的にスタートするんですけれども、まずは納付金の算定方法を統一すると。これを令和 12 年度までかかって行います。そして、令和 12 年度以降は、まさしくもう保険料の統一に入っております。確かに自分のところの基金残高の中でやればいい問題ではあるんですけれども、この統一化に際しましては、この県の見解を仰がないといけないっていう、ちょっと 1 つ大きなハードルが出てまいりました。実は、令和 7 年度からスタートさせた減免についてもですね、予め県に伺いを立てております。県は、お宅の基金の中でやれるんならどうぞ、という形で目を瞑ってもらったような経緯がございます。しかし、全員をということになってくると、今後、県自体の保険料統一化にあたっての支障になるんじゃないかという恐れも出てまいりました。減免の趣旨自体は十分認識しております。それと全国的にも、南相馬市や足利市をはじめ、18 歳以下の子どもさんの均等割を全額減免してる団体があることも十分承知しております。そういう面で、県ともまずは協議をしながら、そういったことが可能かどうか、ちょっとそのあたりをじっくり研究させていただきたい。そして、今年度から一部とはいえ、減免がスタートしておりますので、この減免の状況もしっかり見届けたいということで、お時間を頂戴したいということ、この場ではお答えさせていただきたいと存じます。

ひさなが委員長 ほかに、今一度ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ないようですので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場から意見を申し上げます。議案第 8 号にかかる令和 8 年度国民健康保険事業特別会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ 3.3 パーセント減の 46 億 7,311 万 7,000 円となっております。令和 8 年度の保険料の算定にあたっては、世帯数 4,164 世帯、被保険者数は 5,658 人が見込まれております。今、原材料価格の高騰や原油高、円安を背景にして物価が高騰し、家計を直撃しております。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、所得水準も低いため、他の医療保険と比べて保険料負担が重くなっており、平均保険料は 4 人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の 2 倍になっております。元々、現行の国民健康保険制度がスタートした 1961 年、昭和 36 年当初、国が国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことを挙げ、どうしても相当額国庫が負担する必要があると認めております。全国知事会や全国市長会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だと指摘し、その解決のために公費投入、国庫負担を増やし、保険料を引き下げることを国に要望し続けております。市としても、国庫負担の増額を国に求めるとともに、一般会計からの法定外の繰入れを行い、保険料の軽減に踏み切るべきであります。また、医療費の合理的な節減に向けて、保健事業や健康づくり事業の一層の充実を図るよう求めるものであります。また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、今年度から満 18 歳未満の子どもが 3 人以上の世帯に対し、子どもにかかる均等割を全額免除とする措置が取られたことは大いに評価しておりますが、今後は多子世帯支援にとどまらず、全ての子育て世帯の減免が講じられるよう、さらなる制度の拡充を求めたいと思います。終わりに、本議案と関連するため個別には討論いたしません。高年齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、2008 年、平成 20 年の制度導入以来、8 回にわたり保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっている後期高齢者医療制度は、その廃止を求める立場から議案第 11 号「令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」については同様の趣旨であり、また国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の名による保険料の値上げや賦課限度額の引き上げが盛り込まれた議案第 17 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は認められないということをお願いし、意見いたします。

ひさなが委員長 ほかに、討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号「令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議

題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 予算書 332 ページ、説明資料 40 ページ、第 2 款「後期高齢者医療広域連合納付金」、第 1 項、第 1 目についてお伺いいたします。広域連合納付金が前年比プラス 14.3 パーセント、金額にしますと 1 億 1,575 万円と大幅に上がっておりますが、令和 8 年、令和 9 年の保険料改定率でどのような変更があったのかをお伺いいたします。

保険管理班主査 令和 8 年度の保険料率ですけど、所得割率が、医療分が 11.36 パーセント、均等割が 6 万 3,513 円、子ども・子育て支援金が、所得割が 0.24 パーセント、均等割が 1,354 円になる予定です。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは、今一度、議案第 11 号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 17 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

市民生活部長 補足説明はございません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 今回、改正の内容の主なところで、子ども・子育て支援納付金賦課限度額っていうのを新たに設定されました。これが現行 0 万円から改正後 3 万円を上限として設定をされておりますけど、まずこの 3 万円に設定された理由についてお尋ねしたいと思います。

総合窓口課長補佐 こちらの賦課限度額の 3 万円につきましては、国の定めた基準によるものとなっておりますのでございます。

綾城委員 私からもう 1 点です。これは、この国保の加入の方に子ども・子育て支援金を新しく負担していくための条例改正ということでございますけれども、今回の制度は国の制度改正によるものということになっておりますが、子育て支援の財源をこの国民健康保険加入者が負担する形となるということについて、市としてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

総合窓口課長 国民健康保険制度自体は国の制度でございまして、当然、国のとったそういった条例の改正等につきまして、市としましてもその改正等に従ってやって

いく、市の条例等も改正していきたいというふうに考えております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村委員 では、この度の議案第 17 号、子ども・子育て支援納付金ですかね、こちらのほうが設置されるとともに、軽減措置の対象世帯も増えると伺っています。今回の支援金に既存の 7 割、5 割、2 割の法定軽減がそのまま準用され、18 歳未満のお子さんの均等割は全額免除とされておりますが、低所得者への配慮がしっかりと組み込まれていると理解しております。この配慮がどれだけの世帯に届くのか、具体的な数字をお伺いいたします。

総合窓口課長補佐 今回の改正で、保険料が割り引かれる軽減の基準が、委員おっしゃったように緩和されることとなります。これによりまして、これまで対象でなかった世帯が新たに軽減を受けたり、既に軽減を受けている世帯がより手厚い区分へ移行したりします。今年度の被保険者及び所得による試算でございますが、各軽減区分に該当する世帯数、平等割と人数、均等割は次のようになる見込みとなっております。医療分と後期高齢者支援分につきましては、2 割軽減分が 560 世帯から 569 世帯、人数で言いますと 889 人から 902 人。5 割軽減につきましては 708 世帯から 719 世帯、人数で言いますと 1,098 人から 1,118 人。介護給付分につきましては、2 割軽減分は 139 世帯から 144 世帯、164 人から 171 人。5 割軽減分につきましては 215 世帯から 219 世帯、249 人から 253 人となります。

田村委員 ちょっと関連ではないかと、失礼いたしますが、実際にお 1 人当たりどれぐらいの負担額が年間で増えるのか、その額面をお願いいたします。

総合窓口課長補佐 子ども・子育て支援金の 1 人当たりの金額でよろしいですか。約 3,100 円となります。

ひさなが委員長 よろしいですか。

綾城委員 ちょっと確認なんですけど、この度、子ども・子育て支援給付金賦課限度額が新設をされました。もう一方で、基礎賦課限度額が 66 万円から 67 万円になったと。それと合わせて、要は国民健康保険料の減額、所得基準を引き上げるといところが合わせてなったと。ちょっと私の理解では、この基礎賦課限度額の 66 万円から 67 万円に変わったのと、この今の保険料の減額の対象と、子ども・子育て支援納付金賦課限度額と違ってというのはまた別物っていうふうな理解をしているんですけど、そういう理解でよろしいですか。

総合窓口課長補佐 委員のおっしゃるとおりです。

綾城委員 はい、わかりました。つまり、子ども・子育て支援納付金賦課限度額で、これを上限 3 万円に設定するから、こっちのほうは減免しますよっていうことではないという理解でよろしいですよ。だから、別のものだから、今の何て言うの、減額の対象となる所得基準の引き上げは、子ども・子育て支援納付金賦課限度額の設定に関連してやったものではないっていうことでよろしいですよ、理解としては。

総合窓口課長補佐 委員のおっしゃったとおりです。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村委員 先ほど伺いましたところ年間約 3,200 円ほど、お 1 人ご負担していただく額が増えるところで、月額ですと大体 270 円ぐらいでしょうか。子ども・子育て支援納付金ということで、国のほうの事業に充てられるとは理解しておりますが、こども誰でも通園支援、そういった政策に充てられる事業とは理解しております。ほかにどのような事業に充てられるのかをお伺いいたします。

総合窓口課長補佐 子ども・子育て支援納付金につきましては、国保のほうは徴収する立場なんですけれども、この子ども・子育て支援金が始まって、この支援金というのは社会全体で子育て世帯を支える連携に基づいて、全ての医療保険加入者が保険料に上乗せして、委員おっしゃるとおり負担するような形になってます。この支援金につきましては、児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度の創設など、法律で定められました支援策にのみ充てられると聞いております。

田村委員 国のほうでは全部で 6 事業に充てられると伺ってますが、ちょっとここで聞くものでもないかもしれませんが、そのほうで子どもの育成のために 6 事業に充てられる金額と考えるとよろしいでしょうか。

総合窓口課長補佐 すみません。子ども・子育て、その使い方につきましては子育て支援課さんのほうになると思いますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思えます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 高齢者は年金、70 歳からは介護保険になると思うんですけど、この年金収入で生活している世帯もあると思うんですが、今回の改正でどのような影響があるのか、影響を与えると想定されているのかということと、軽減制度との関係を含めて、ちょっと説明していただけたらと思います。

総合窓口課長補佐 年金収入で生活されている世帯への影響につきましては、負担が増える場合と逆に軽くなる場合がございます。子ども・子育て支援納付金が新たに加わるため、原則といたしましては全ての世帯で負担が増えることとなります。同時に、保険料の軽減が受けやすくなる基準緩和も行われております。このため、最終的な影響は世帯の状況によって異なるところでございます。例えば、既に割引 7 割軽減を受けていらっしゃる世帯につきましては、納付金分がそのまま負担増となります。一方で、今回新たに割引対象となる世帯は、納付金の増加が相殺されたり、全体として負担が軽くなる可能性もあります。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第 17 号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

綾城委員 それでは、議案第 17 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。本改正は、賦課限度額等の改正のほかに、子ども・子育て支援納付金を新たに創設し、国民健康保険料として徴収するこ

とが示されております。子育て支援の充実そのものに異論はございません。しかしながら、その財源を国民健康保険料に上乗せして確保する仕組みには賛成できません。今回の改正では、対象世帯 4,164 世帯に影響し、約 1,700 万円の負担増となるというふうにされております。高水準の物価高騰が長く続き、年金生活者や自営業者など国保加入者の多くが厳しい生活状況にある中で、新たな負担を課すことは市民生活に大きな影響を与えるものでございます。子ども・子育て支援は社会全体で支えるべき重要な政策であり、本来は国の責任において公費で補うべきものと考えております。保険制度に上乗せする形で財源を確保することは、制度の趣旨から見ても適切とは言えません。以上の理由から、本議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論いたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はございませんか。

田村委員 この議案第 17 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から意見を申し上げます。本条例は、子ども・子育て支援金制度の創設に対応するため、国民健康保険条例を整備するものです。以下、次の 2 つの点から賛成の理由を説明させていただきます。まず第一に、国保制度の持続可能を守るために必要な条例であるということです。長門市の国保加入者は 4,164 世帯、5,658 人であり、人口減少が続く中、国保制度を将来にわたって維持していくためには、制度を支える次の世代を社会全体で育てていく仕組みが不可欠であります。本改正は、子ども・子育て支援法の改正に基づき、その財源を全世代で支え合うための条例整備であり、国保制度の健全な運営を確保するために必要な措置であると判断いたします。2 点目、支え合いの中にもきめ細かな配慮が組み込まれているという点です。本議案では、支援金分にも 7 割・5 割・2 割の法定軽減がそのまま準用され、18 歳未満の均等割は全額免除とされております。さらに、軽減判定の所得基準が引き上げられ、5 割軽減は 719 世帯、1,118 人、2 割軽減は 569 世帯、902 人が対象となります。加えて、この基準引き上げにより 67 万 6,000 円の保険料が軽減される方向であります。また、支え合いを求める一方で、所得の低い方への配慮がしっかりと確保されていると評価いたします。以上の利点から、この度の議案第 17 号に賛成の立場から意見を申し上げます。

ひさなが委員長 ほかに、討論でご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 16:01 —

— 再開 16:02 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 16 号「長門市立保育園条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 16:04 —

— 再開 16:04 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、予算書では 289 ページから、また予算説明資料では 38 から 39 ページにお示しております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算書 292 ページ、293 ページの第 1 款「保険料」、第 1 項「介護保険料」、第 1 目「第 1 号被保険者保険料」の 7 億 8,328 万 6,000 円についてお尋ねいたします。説明によると、特別徴収保険料が 7 億 3,367 万 9,000 円、普通徴収保険料が 4,871 万 1,000 円となっておりますが、この保険料の特別徴収分及び普通徴収分の被保険者数の見込みについてお尋ねします。

介護支援班長 令和 8 年度予算における介護保険料の特別徴収及び普通徴収の被保険者数の見込みについては、令和 8 年度の第 1 号被保険者数を第 9 次長門市高齢者健康福祉計画で推計しております 1 万 3,317 人とし、近年の特別徴収及び普通徴収の調定額の平均的割合により算出しております。この割合をもとに第 1 号被保険者数を案分しますと、特別徴収対象者 1 万 2,465 人、普通徴収対象者 850 人となります。

林委員 はい、わかりました。それで、その令和 8 年度予算における介護保険料と利用料の減免対象見込者数っていうのも合わせてお尋ねしたいと思います。

介護支援班長 令和 8 年度予算における介護保険料については、令和 7 年 9 月 1 日時点の所得段階構成比率を基に令和 8 年度の所得段階別人数を推計した後、低所得者保険料軽減対象分と普通徴収の収納率を加味して算出しており、減免については見込んでおりません。また、利用料の減免については、低所得者に対する利用者負担減免措置として、社会福祉法人等が利用者に対して介護保険サービスや食費、居住費にかかる利用者負担額の軽減があり、令和 8 年度の対象者は 3 名を見込んでおります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

尾崎委員 予算書 310 から 311 ページ、第 1 目「介護予防・生活支援サービス事業費」、事業コード 015「第 1 号通所事業」についてお伺いします。前年と比べて 227 万 8,000 円増額になっていますけど、理由をお尋ねします。

地域包括ケア推進室主査 令和 8 年度は新たな取組としまして、通所型サービス C 事業、短期集中予防サービスを開始いたします。その他、地域版ワンデイサービスと言いまして、多様な主体による地域版ワンデイサービスがない地域において、令和 8 年度は介護予防事業所による委託としての地域版ワンデイサービスを実施することとしております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

綾城委員 すみません、今の関連です。サービス C 事業っていうのは、これは具体的にどういうことをされるんですか。

地域包括ケア推進室主査 これは、総合事業の事業対象者や要支援認定者など、いわゆるフレイル状態にある方に対して、主にリハビリ専門職の方が週 1 回 3 か月間ほど面談中心の関わりを行います。それで何をするかというと、まだフレイル状態なので、まだまだできることはたくさんありますので、こういうことをしたらもうちょっと動きが良くなるよとか、そういうアドバイスをいただいて、ご本人が 3 か月間、目標を持って頑張って、例えばあそこまで歩いていけるようになるとか、もうちょっと掃除をしやすくなるとか、そういう目標を持って頑張っていただく事業です。ポイントは、もうリハビリの方とか、包括の職員も関わりますけど、できていることを褒めて、できるんだよってことで自信を持っていただくってことで、ますますご本人が頑張られますので、効果が出ている事業となります。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかにご質疑はございませんか。

林委員 予算書の 296 から 297 ページの第 7 款「繰入金」、第 2 項「基金繰入金」、第 1 目「介護給付費準備基金繰入金」7,431 万 5,000 円についてお尋ねします。令和 8 年のこれは予算を執行した上で、この令和 8 年度末の基金残高見込みについてお尋ねしたいのが 1 点、それからもう 1 点は、その金額の妥当性について見解をお尋ねします。

介護支援班長 令和 7 年度末の基金残高見込みが 4 億 5,037 万 7,107 円で、令和

8年度当初において預金利息1,000円を計上していることから、予算上は4億5,037万8,107円となりますが、実際には令和8年度の預金利息と令和7年度第1号被保険者保険料の不足余剰金を精算した金額が令和8年度末の基金残高となります。また、基金残高の妥当性についてですが、保険者である各自治体が決定することとされているものの明確な基準は定めておらず、妥当かどうかの判断は大変難しいところではありますが、介護給付費の急激な上昇など不測の事態となっても、現在の基金残高で安定した介護保険事業の運営は可能と認識しております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 予算書302ページ、第1款「総務費」、第3項「介護認定審査会費」、第1目「介護認定審査会費」3,153万5,000円についてお伺いします。介護保険認定審査会は、令和6年度で月8回、令和7年で月6回開催されたと伺っておりますが、令和8年度はこの予算を計上し、月何回行う予定かをまずお伺いいたします。

高齢福祉課長 令和8年度におきましても、7年度と同じ6回を予定しております。

田村委員 1回当たり何件を担当されるのか、お伺いいたします。

高齢福祉課長 1回当たり33件を予定しております。

田村委員 令和5年度のときは平均審査日数が53日でしたが、令和7年度にだいぶ改善されたと伺っております。令和8年度では、介護保険法27条2項では30日と定められておりますが、何日を目指していくのかをお伺いいたします。

高齢福祉課長 これにつきましては、もちろん30日を目指して取り組んでまいります。

田村委員 令和7年度ベースはまだ出てないと思いますが、2月末までの時点で平均所要日数はどれぐらいか、お伺いいたします。

介護支援班長 認定までの期間ですけれども、直近で集計しているのが11月の1か月の申請者に対して集計しておるんですけれども、その日数は申請から認定まで33.5日となっております。

田村委員 だいぶ短縮をされて喜ばしい限りですので、このまま目標に続けて頑張っていたいただければと思います。33.5日ぐらいでしたかね。つまり30日を過ぎる方がいらっしゃるということで、介護保険施行規則38条によりますと、介護認定が30日より遅れるときは何日遅れるかの見込みを出さないといないところだと思っておりますが、この見込みはしっかり送れているのか、100パーセント遅れる方には出しているのか、お伺いいたします。

高齢福祉課長 通知につきましては、まだ現在できておりませんが、新年度4月からは実施することとしております。

田村委員 この介護認定の遅延通知書、介護認定の審査結果の通知書、こちらが届かないとですね、その内容に対して不服を申し立てる審査請求又は再審査請求ができないわけですね。ですので、これが届くのは非常に重要なことです。では、なぜ遅れるのかもわからないとご本人は非常に不安であるところですので、ここあたりは

しっかり守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 関連です。この令和 8 年度から今、遅延通知書を出されてるっていうお話がありましたけど、あれですか、大体どのくらい出すような感じになるんですか。

高齢福祉課長 何件っていうのは、申請の数にも当然よりまずし、30 日以内にできていれば発送する必要がありませんので、ちょっと何件っていうのはちょっとお答えできないと思います。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

尾崎委員 予算書 312 から 313 ページ、第 2 目「一般介護予防事業費」、事業コード 010「介護予防普及啓発事業」70 万 9,000 円についてお伺いします。前年と比べて減額されておりますが、その理由と、教室・講習会等開催されていると聞きますけど、どのようなことをされているのかをお伺いします。

地域包括ケア推進室主査 これは、健康出前講座と言いまして、地域や事業所のほうに介護予防に関する出前講座を行っております。実績を基に予算を立てるので、少し件数が少なかったっていうところもありまして、少し減らしておりますが、その分先ほど申しましたように、短期集中予防サービスなど、そっちのほうを多くしていくなど、ちょっと優先を考えながら。それとですね、令和 7 年度は市民公開講座を行って、そちらのほうの予算が入ってましたが、令和 8 年度はありませんので減っております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、議案第 10 号の全般にわたりご質疑はありますか。

田村委員 それでは、副市長のほうにお伺いいたします。先ほどの質疑をさせていただいた介護保険認定審査会のことについてお伺いいたします。私、令和 7 年 6 月定例会で介護保険の認定の遅れのほうを質疑させていただきました。その中で、介護認定が遅れるときは認定遅延通知書を出さないとといったことを提議させていただいたかと思います。しかし、今のご答弁では令和 8 年度から取り組むということで、令和 7 年度中は取り組まなかったということだと思います。法律でも定められたことである介護保険認定遅延通知書、これをなぜ令和 7 年度内に取り組むことができなかったのか、なぜ取り組まなかったのか、そのことについて副市長のお考えをお伺いいたします。

副市長 施行規則に沿った通知ができなかったことについては、率直にお詫び申し上げたいと思います。ただ、11 月の実績とはいえ 33.5 日ですか、超過分が 3.5 日ということになりますので、そのように努力はしている、現場は努力していることはご理解賜りたいと思います。そうすると、残りあと 3.5 日かかりますというところをお知らせするのに、最近の郵便事情もございしますが、これは結局、認定したあとに郵便物が届いたりということがあったかもしれません。これはもう推測に過ぎませんけれども、そのよ

うに今努力している中で、今回については、まずは現場での対応を優先したというところで、施行規則に則った対応については、改めて新年度で体制づくりをするという趣旨で現場は今動いているというふうに推測されます。送っていないことについては、率直にお詫びを申し上げたいというふうに思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 10 号「令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。議案第 10 号にかかる令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ 0.5 パーセント増の 42 億 8,960 万 1,000 円となっております。令和 8 年度の保険料算定にあたり、被保険者数は 1 万 3,717 人が見込まれております。コロナ危機を通じて、介護、医療、福祉など命と健康を守る役割を担うエッセンシャルワーカーの重要性が再認識され、それを粗末に扱う政治がいかにも有害であることを浮き彫りにしました。社会保障予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する国の政治のもと、全国的にはホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しております。特に、国が 2024 年度、令和 6 年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃になり、令和 6 年と 2025 年、令和 7 年の介護事業者の倒産は 2 年連続で過去最高を更新し、地方においては、介護事業所は 1 か所もない自治体が増加しております。保険料、利用料を払っても人材、事業所がないため介護サービスが受けられないという危機的な事態になっており、介護保険の創設を主導した元厚生労働省の幹部からも、介護保険は国家的詐欺になりつつあると厳しく批判をしております。介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として 50 パーセントを第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の保険料、残りの 50 パーセントを公費としております。介護保険の国庫負担割合を 10 パーセント増やし、公的助成で介護職の処遇改善を進め、賃金を全産業平均並みに引き上げることが求められており、引き続き市町会等を通じて国への申し入れを行っていただくよう要望するものであります。介護保険制度は、2000 年、平成 12 年に家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には介護報酬の連続的な削減や、利用者負担の 2 割、3 割への拡大、施設の食費、居住費負担の増大、要支援 1、2 の訪問通所介護の保険給付外し、さらには要介護 1、2 の特別養護老人ホーム入所の原則制限といった給付縮小と負担増の流れは、人口減少と高齢化が全国より早く進む本市にとって在宅生活の継続を一層困難にし、地域包括ケアの基盤を揺るがすものであり到底容認できるものではありません。介護保険は、高齢者の自立を支援し、介護する家族の負担を軽減することを目的としており、介護する家族の精神的、肉体的な負担が軽減される側面はあるものの、現実問題として家族の介護のために仕事を辞める介護離職は年間 10 万人に上っております。本市においても、第 9 次長門市高齢者健康福祉計画の在宅介護実態調査の結果に見

る介護の状況等によれば、働きながら介護を続けることが難しいと回答している人は20.9パーセントを占めております。介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっており、独居老人や老老介護世帯が急増する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦にした殺人、心中などの痛ましい事件も各地で起こっております。国が繰り返してきた介護保険の負担増、給付削減の制度改悪が要介護者と家族を苦しめております。保険給付の拡充と利用料、保険料の減免を図り、経済的負担を理由に利用を控える人を生み出してはなりません。年金額が少なく、保険料が年金の天引きの対象とならない人の滞納も問題となる中で、介護給付費準備基金の令和8年度末残高は約4億5,000万円が見込まれており、基金を活用し保険料の引き下げ、市独自の利用料負担の軽減、保険外サービスの実施など、市としての独自支援に踏み出すべきであります。そのことを申し上げまして、議案第10号に対する意見といたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号及び議案第36号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を一括議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 それでは、まず議案第18号につきましては、令和7年度税制改正によりまして給与所得控除が55万円から65万円に引き上げられたことから、第1号被保険者の保険料収入が減少する可能性があるため、第9次事業計画中の収入不足を防ぐ観点から、介護保険法施行令の一部を改正する政令が交付されましたので、それに合わせて所要の改正を行うものであります。次に、議案第36号につきましては、今回の税制改正の見直しにより影響を受ける令和7年度住民税非課税の者に対しまして、令和8年度も引き続き住民税非課税となるように、個別申請によらず減免できるように所要の改正を行うものであります。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 何て言うかな、給与所得控除の税制の改正があったけども、保険料は下がらないように、ここの条例で定められるってことですけど、これは令和8年度だけの措置ということでしょうか。

高齢福祉課長補佐 令和8年度限りの措置ということになります。

綾城委員 はい、わかりました。これは次期の計画、これから立てられる計画の中で、次の保険料がどうなっていくかってのは決まっていくと思うんですけど、その辺の今の国の方針というか、保険料が——今は結局据え置かれる状況になりますけど、この令和8年、令和9年以降っていうのはどういうふうになるのかっていうのが、何か見解があればお尋ねいたします。

高齢福祉課長 次期計画につきましては、前回もそうだったんですけど、国のほうがある程度基準的なものを示してくると思いますので、それを参考にしながら長門市にあった計画にしていくようになると思います。

綾城委員 はい、わかりました。じゃああれですか、これは令和 8 年だけの措置なので、また条例改正が出てくるということになるのか、お尋ねします。

高齢福祉課長 保険料のほうが変わりますので、条例改正になると思います。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、議案第 18 号及び議案第 36 号の全般にわたりご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。これより順次、討論及び表決を行います。議案第 18 号について討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 36 号について討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 23 号「財産の無償譲渡について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

健康福祉部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 田屋の建物を譲渡するという事なんですけど、無償譲渡の理由についてはここに書いてあるんですけど、経緯についてちょっと説明をいただけたらと思います。

高齢福祉課長 それでは、ちょっと時系列順に経緯について説明を申し上げます。長門市公共施設等総合管理計画第 2 次アクションプランが令和 3 年 3 月に策定されております。その中で、令和 7 年度までに地元への払下げに向けて検討するというのがまずありました。そういった中で、令和 5 年 12 月 20 日付で田屋区の自治会長から田屋高齢者作業所の改修のお願いというものをいただきました。内容は、建物が傷んでおり活用が困難な状況であるということでした。早速ですけども、翌日、担当職員が現地に向かいまして改修箇所がどういったところがあるのかというのを確認いたしております。そのときの話で、自治会として施設の払下げを受ける意思があるということをお伺いしましたので、令和 6 年 11 月 30 日、市長、副市長協議を行いまして、令和 7 年度に改修について予算要求するということにしました。令和 6 年 12 月 23 日に自治会長に対しまして、市の管理方針、内容は払下げを前提とした修繕で、払下げが受け入れられないときは解体をするということをお伝えしまして、自治会として払下げを受けるかどうか正式な回答をするように依頼をしております。それからちょっと

月日が経ちまして、令和 7 年 2 月 20 日、自治会長から自治会として無償で払下げを受けることを決定したという連絡を受けております。これを受けまして、令和 7 年 11 月 10 日付けで修繕工事を実施しまして、令和 8 年 2 月 13 日に工事が完了しております。現在、この 3 月定例会において議案を提出しておりますところですが、議決が得られましたら自治会のほうに無償譲渡という流れになっております。

岩藤委員 はい、わかりました。そしたら、自治会のものになるということで固定資産税とかいうのは発生するのでしょうか。

高齢福祉課長 税務課のほうに協議というか確認をいたしましたところ、集会所と一体的になっておりまして、集会所扱いということになるので非課税になるということでした。

岩藤委員 じゃあ最後にちょっと確認なんですけど、やはり維持費っていうのは各自治会が維持費を払うっていうふうに認識するんですけど、今後、修理等も発生すると思うんですが、そのときの場合も自治会負担というふうな理解でよろしいですか。

高齢福祉課長 所有権自体が自治会のもになりますので、行政の負担は発生しません。自治会の負担でやっていただくようになります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村委員 では、こちらの議案第 23 号、まず土地の所有者は別だと伺っておりますが、土地の所有者さんも納得されてのことだと理解してよろしいでしょうか。

高齢福祉課長 土地につきましては、自治会のほうとお話をさせていただいて了承を得ているというふうに聞いております。

田村委員 では、今後は条例が通れば自治会のほうに無償譲渡されるということですが、あくまで契約主は自治会であり、例えば自治会長さん個人ではないという解釈でよろしいでしょうか。

高齢福祉課長 自治会は任意の団体になりますが、自治会に対してということで理解をしております。

田村委員 では、所有が移るとということで、登記等の手続きは必要だと思いますが、今後そういった手続き等は自治会の方でしていただくことになるのでしょうか。

高齢福祉課長 はい、そのとおりでございます。

田村委員 では、私から最後に。もう修繕の工事のほうで完了したということですが、耐震化等のほうの備え等はできているのかをお伺いいたします。

高齢福祉課長 耐震診断のほうは行っておりませんが、平成 7 年に建築された建物であり、新耐震基準を満たしており、震度 6 強から震度 7 の揺れでも建物は倒壊せず、最低でも人の命は守られるということになっております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 23 号の全般にわたりご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教厚生常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 16:36 —